

開会の日 令和7年9月16日(火)  
場 所 委 員 会 室

◆出席委員(6人)

委員長	井 端 浩 二
副委員長	小笠原 美保子
委員	佐 藤 克 成
委員	上ヶ吹 豊 孝
委員	野 村 勝 憲
委員	籠 山 恵 美子

◆欠席委員(なし)

◆説明のため出席した者の職氏名

市長	都 竹 淳 也
副市長	藤 井 弘 史
環境水道部長	谷 口 正 樹
環境水道部次長兼水道課長	藤 白 規 良
水道課長補佐兼管理係長	白 木 大 輔
香梅・民宿スマイル	塚 腰 保 人
飛驒スパイスカレー研究所	中 川 雄 介
OHAKO	北 平 知 亜 季
八ツ三館	池 田 果 乃 子

◆職務のため出席した事務局員

議会事務局長	砂 田 健 太 郎
書記	倉 坪 正 明
	川 端 嘉 恵

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

議案第101号 飛驒市下水道条例及び飛驒市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

2. 所管事務調査

- ・市内宿泊、飲食業者からのヒアリングについて
- ・委員長からの報告事項

3. その他

( 開会 午後1時00分 )

◆開会

●委員長（井端浩二）

ただいまより第11回産業常任委員会を開きます。本日の出席委員は全員であります。

会議録署名は、委員会条例第30条の規定により、委員長がこれを行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付のとおりです。

審査に入る前にお願いします。委員の発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己の名前を教えてください。質疑は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。

次に、理事者側の説明において、議案の朗読を省略することとします。また、部長以外の職員が説明及び答弁をする場合は、委員長の指名を受けた後、課名と氏名を告げてから御発言ください。以上、協力をお願いします。

◆1. 付託案件審査

議案第101号 飛騨市下水道条例及び飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

●委員長（井端浩二）

それでは付託案件を審査いたします。議案第101号、飛騨市下水道条例及び飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長（井端浩二）

谷口環境水道部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□環境水道部長（谷口正樹）

お疲れさまです。それでは、議案第101号、飛騨市下水道条例及び飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案の要旨で説明いたしますので、5ページを御覧ください。

それでは、提案理由ですけれども、災害その他非常の場合において、他市町村の指定工事店の支援を受けて、下水道及び水道の早期復旧を図るための改正でございます。

制定改廃の根拠等につきましては、市独自の改正ではございますけれども、備考欄に記載のとおり、国土交通省からの技術的助言及び通知により、多くの自治体がこの条例の改正を予定しており、指定事業者が相互に被災地等での下水道及び水道の早期復旧に向けた体制が整備されることとなります。

条例の概要でございます。改正の趣旨及び内容につきましては、現行の飛騨市下水道条例では、市長の指定を受けた者でなければ、排水設備等の新設工事は行うことができない。また、飛騨市水道事業給水条例では、市長の指定を受けた者でなければ、給水装置の工事を行うことができないことを規定しております。

災害、その他非常の場合に、市長が他の市町村長の指定を受けた指定工事店に工事を行わせる必要があると認めるときには、排水設備等の新設工事等及び給水装置等の工事を実施できるよう、

他の市町村長の指定を受けた指定工事店でも工事を行うことができるようにするための改正で  
ございます。

市民への影響等につきましては、飛騨市で災害等があった場合に、他の市町村長が認めた事業  
所による支援により、下水道及び水道の早期復旧が見込まれます。

なお、施行日につきましては、公布の日です。説明は以上です。

●委員長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（上ヶ吹豊孝）

1つ教えてください。こういった市長の指定を受けた者以外の業者でやるってことをちょ  
っと知らなかったんですが、今度から排水設備と給水装置の工事が、他の市町村の業者が工事  
できるということなんですが、これは下水道、水道の工事は全て行えるのか、まだこれ以外に市長  
の指定業者しかできないというのはあるのでしょうか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

今回の改正につきましては、災害時等非常の場合に限って、よその指定を受けた方が受けられ  
るというもので、普通の場合は、市内の指定工事店になります。

○委員（上ヶ吹豊孝）

災害時というのは分かっているんですが、その災害時のときも、排水設備と給水設備の工事以  
外の工事ってあるんですか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

そういった工事はございません。

○委員（上ヶ吹豊孝）

分かりました。それでもう一点、例えば、神岡とか宮川町なんかは富山県に近いんですけど、  
これは他県にもそういった採用をされるのでしょうか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

他県の条例も、そのように改正されるものであれば、私どもの飛騨市の指定工事店が行くこ  
とができることになると思います。

●委員長（井端浩二）

ほかにご覧いませんか。

○委員（籠山恵美子）

能登の発災のその後のことなんかを報道なんか見ている、本当にこのことは大事だと思いま  
す。

それで、最後の備考のところですけど、多くの自治体がこの条例の改正を予定しておりとなっ

てますが、つまり、これは、今、質問があったように、例えば神岡だと富山が近いですから、富山県が整備する、改正する、あるいは隣の長野や愛知やということを考えてときに、それは、その他の自治体の条例改正を待って、それから、何か例えば、協定を結びにいくとか、そういうふうな形になるんですか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

協定までは結ぶことなく、その自治体の条例によりますので、今までも、実際の災害等がございましたときには、支援は飛騨市内からも駆けつけております。そういったことが、制度上、問題なくできるものということになります。

○委員（籠山恵美子）

そうしますと、能登などのその各自治体によりますけど、場合によっては、条例が市内の業者に限るということになっているものですから、外から支援に行っても、思うようにできなかったという事例がありますよね。そういうことがなくなるということのためには、このほかの自治体も、その他災害の場合においてはという条文を入れてもらおうと、そのことができれば、割と自由に頼むことができるということですか。

□環境水道部長（谷口正樹）

はい、そのように考えております。

○委員（籠山恵美子）

もう一つですけど、この指定給水、排水工事の指定店ですけれども、ちょっと資料を見ましたら、古川、神岡、それから宮川で、市内では29店、そのほか、高山も、そもそもが、もうこの条例の範囲内に入っていますよね。この高山の二十幾つかあるのかな、高山の指定工事店も飛騨市に何か災害があったときには、そこにもお願いできるということはいいいんですけれども、その場合に、例えば、広島とか、愛知県の業者がありますけれども、これは何か特段の理由があるんですか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

確かに、県外の方が上水ですと3社ございますが、実際に、その方々がいらっしゃったことはございません。なので、実際にそういった災害時に来てくださるとは、ちょっと考えにくいかと思えます。

○委員（籠山恵美子）

つまり災害時ですから、本当に近くのところにて要請し、そこで復旧してもらおうということですよ。

それで、災害のときというのは、要するに、これは家庭に引き込む給水・排水の工事をやってもらう事業者ですけれども、それが災害復旧の指定されたその期間を超えても、普通によそのところも頼めるということですか。

□環境水道部長（谷口正樹）

災害の期間とかいうのが明確には明記されないと思いますけども、類似するという案件で、うちのほうで、もし届出があればお受けいたします。

●委員長（井端浩二）

ほかにございませんか。

○委員（野村勝憲）

1点だけ、国の指導をとということが言われましたけども、これはごく最近指導があったんですか。

□環境水道部長（谷口正樹）

国土交通省が所管になります。通達としましては、4月22日付で出ております。

○委員（佐藤克成）

災害その他非常の場合ということなんですけれども、具体的にどういった規模の災害、非常の場合という、想定される基準みたいなのはありますか。例えば、国のほうで激甚災害指定がされた場合とか、そういったことは分かりますでしょうか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

明確な災害の基準というものがあるかと言いますと、そういったものは特にありませんけども、小さくても市内業者が追いつかないようなことがあればということになるかと思っております。

●委員長（井端浩二）

ほかにございませんか。

○委員（籠山恵美子）

それは、つまり、まず災害ですから、一番近い、なるべく近いところに来てもらう。それでも追いつかないというときに、次に、例えば、富山とか、長野とかという、こういう順位みたいなものはつけられていくんですか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

県外、市外も含めてですけども、特に優先順位というのはございません。

○委員（籠山恵美子）

そうしますと、もう一度確認ですけど、災害が起きた場合には、災害その他非常の場合において、市長が指定をした業者が必要というときはこの限りではないと書いてあるので、それはもう災害が起きたときに、例えば、神岡の方だったら、真っ先に大沢野のほうの業者に頼むとあって、もうそれは構わないわけですね。

□環境水道部長（谷口正樹）

そもそも排水設備であったりとか、給水工事、装置の工事でありますのは、あくまでも個人が頼まれるべきものであって、市のほうで優先するべきではありませんけども、ただ、市民からお問合せがあったときに、まずは、市内の指定工事店を御紹介いたします。ただ、災害時は県外の

方もいいですよというお話をさせていただく予定です。

●委員長（井端浩二）

ほかにはないですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

討論なしと認め、討論を終結いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

御異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。ただいま議決していただきました 1 案件に対する委員会報告書の作成については、会議規則第 109 条の規定により、委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

御異議なしと認めます。よって、委員会報告書の作成については、委員長に一任することに決定いたしました。

以上で、付託案件の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

◆休憩

●委員長（井端浩二）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後 1 時 13 分 再開 午後 1 時 30 分 ）

飛騨市議会委員会条例第 30 条の規定により、ここに署名する。

産業常任委員会委員長 井端 浩二